平成２７年（フ）第１６９２号
福岡県太宰府市梅ケ丘１丁目22番11号
債務者　坂元　眞樹
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６９５号
福岡市南区長丘５丁目19番15―305号
債務者　石津　大輔
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６９６号
福岡市中央区六本松３丁目13番28号
債務者　松本　　豊
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７００号
福岡市東区原田４丁目30番12―316号
債務者　江藤　亮子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７０２号
福岡市博多区博多駅南２丁目19番６―1403号
債務者　楠生　明子（旧姓堀之内）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７０４号
福岡市東区筥松２丁目29番13―105号
債務者　松田由美子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７０９号
福岡県古賀市千鳥２丁目18番１―102号
債務者　上村久美子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７２５号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目８番３号　大坪ハイツ104号
債務者　安東　慶次（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３６号
福岡市城南区樋井川１丁目14番29―202号
債務者　平山　麻衣
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３８号
福岡市東区八田１丁目１番19―17号
債務者　江藤　　剛
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７４０号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　16棟501号
債務者　石田　　一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４７５４号
大阪府門真市栄町６番16号コーポラス都Ⅱ505号
債務者　須藤　恵美
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９７８号
大阪府吹田市高城町13番８号（201）、前住所大阪府吹田市昭和町８番19号（201）
債務者　奥村　秀一
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８号
栃木県下野市下古山2922番地12
債務者　猪股　節子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０１３号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地20街区２棟206号
債務者　真田　昭二
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０１４号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地20街区２棟206号
債務者　真田眞喜子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０４８号
横浜市磯子区杉田２丁目10番２号　杉田ヴィレッヂ203号
債務者　武井めぐみ
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部